

介護扶助通信 第2号

平成 30 年 9 月 25 日
大分市福祉事務所
生活福祉課医療担当班
Tel.097 (537) 5621

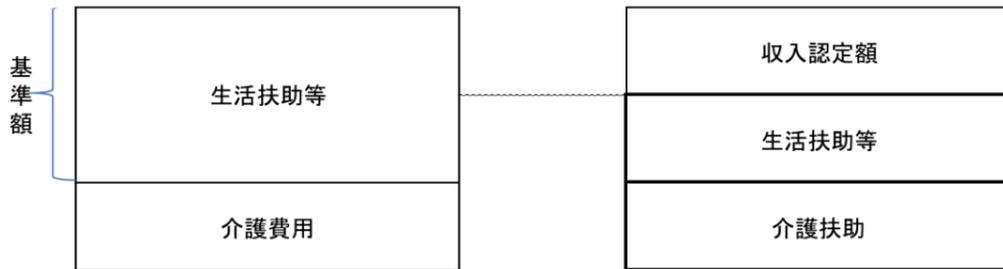
生活保護受給者であっても、介護サービス利用にあたって一部自己負担金が生じる場合があります

生活保護受給中の方が介護保険及び介護扶助によるサービスを利用する際には、介護扶助が適用されることにより、自己負担なく、介護サービスの利用が可能です。

ただし、世帯の収入が介護費や医療費を除く最低生活費（生活扶助等）を上回った場合には、介護費や医療費の一部を「本人支払額」（一部自己負担金）として、介護事業者や医療機関へお支払いいただくことがあります。

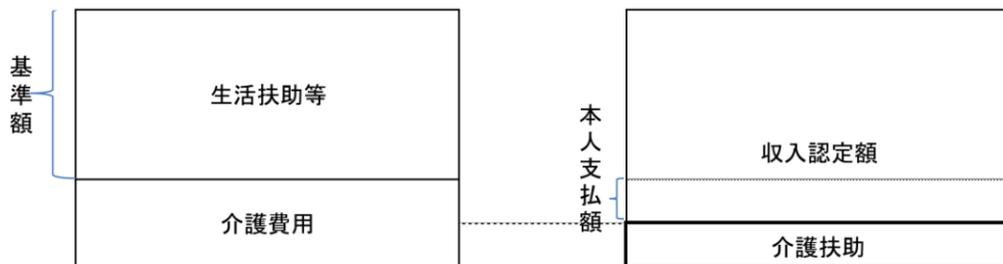
【例① 本人支払額が生じないケース】

収入認定額（年金収入等）が、生活扶助額等の基準額より少ないため、介護費用が全額介護扶助で支給されます。この場合は、本人支払額がありません。



【例② 本人支払額が生じるケース】

生活扶助等の基準額より、収入認定額（年金収入等）が多いため、その基準額を超える額を介護費用へ充当することとなります。介護扶助では、介護費用のうち、本人支払額で負担しても不足する分について支給します。



本人支払額については、毎月送付している「生活保護法介護券」を確認してください

本人支払額（一部自己負担金）が発生する利用者については、福祉事務所が毎月送付する「生活保護法介護券」の「本人支払額」の欄に金額の記載があります。

介護券の受給者番号は、平成 29 年 10 月より固定化しておりますが、「本人支払額」については、毎月に変動があります。介護報酬の請求にあたっては、必ず介護券の確認を行なってください。

介護券に記載の「本人支払額」については、直接、利用者へ請求いただきますようお願いいたします。

【生活保護法介護券のイメージ】

生活保護法介護券		発行年月日 平成30年 8月 3日	
指定介護機関名 ○△デイサービスセンター		公費負担者番号 1 2 4 4 4 0 1 4	
事業所番号 4470100000		取扱担当者名 梶原 1頁	
受給者番号 1068923	ケース名 フリガナ (性別)	要介護状態区分 要介護度 2	診療年月 平成30年 8月
保険者番号 442012	氏名 大分 花子 (女)	生年月日 昭和25年 1月 1日生	認定有効期間 平成30年 7月 1日 1日～31日;平成31年 6月30日
被保険者番号 0000012345	指定居宅介護支援事業者名 居宅介護支援事業所○○○	事業所番号 4470199999	居宅介護サービスの種類 居宅介護
		地域・住居 大分市高橋町2番31号	交付番号 0000072393

○の部分に、本人支払額の記載があります。上記の例の場合、12,510円を事業者から利用者本人に請求していただくこととなります。

一部自己負担金が生じた場合には、介護給付費明細書作成（国保連請求）の際、注意が必要です

「本人支払額」が介護券に記載されている場合、「本人支払額」を除いた金額が公費請求額となります。介護給付費明細書の請求額集計欄への記載方法は下記の例を参考にしてください。

【介護給付費明細書の記載方法】

例① 居宅サービスの場合

請求額集計欄	①サービス種類コード /②名称	1	5	通所介護							
	③サービス実日数	3	0	日							
	④計画単位数	2	6	0	6	2					
	⑤限度額管理対象単位数	2	6	0	6	2					
	⑥限度額管理対象外単位数					0					
	⑦給付単位数(④⑤のうち少ない数)+⑥	2	6	0	6	2					
	⑧公費分単位数	2	6	0	6	2					
	⑨単位数単価	1	0	0	0	円/単位				⑬公費分本人負担の欄に「7,942」円	
	⑩保険請求額	2	3	4	5	5	8				
	⑪利用者負担額					0					
	⑫公費請求額					1	8	1	2	0	⑭公費請求額の欄には公費分本人負担を差し引いた額を記載します
	⑬公費分本人負担					7	9	4	2		

例② 施設サービスの場合

請求額集計欄	区分	保険分					公費分							
		2	8	7	3	7	2	8	7	3	7			
	①単位数合計													
	②単位数単価	1	0	0	0	円/単位								
	③給付率					90 / 100								
	④請求額(円)	2	5	8	6	3	3							
	⑤利用者負担額(円)					0								

※介護扶助通信第1号については、地域包括支援センター及び居宅介護支援事業者にのみ送付しております。